

## 6月2日 から 平成26年度 住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助制度

問い合わせ 環境課 ☎38-2051

市では、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO2)の排出量を削減するため、さまざまな取り組みを進めています。その一環として、太陽光発電設備を設置する場合に、次のとおり補助を行います。

- 対象** 以下のすべてに該当するか(ただし、既に本市から補助を受けたかたは、対象外です。)
- ①市内に住所を有するかた
  - ②自ら居住する芦屋市内の住宅に対象システムを設置した個人
  - ③市税を滞納していないかた
  - ④電力会社と電灯契約および電力需給契約を締結し、電力需給契約の受給開始日が平成26年4月1日以降となるかた
- ※ただし、④については、平成22年度以降に国(J-PEC)による補助を受けたかたは、除外とします。
- 対象システム** 以下のすべてに該当するシステム
- ①低圧配電線と逆潮流有で連結したシステム
  - ②未使用品であるシステム(中古品は対象外)
  - ③電力会社と電力需給契約を締結したシステム
  - ④太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kW未満であるもの太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり1万5千円(上限5万円)のおおむね100件(先着順)
- 補助金額** おおむね100件(先着順)
- 補助件数** 6月2日～平成27年3月31日※ただし、予算がなくなり次第、受け付けを終了します。
- 申請期間** 6月2日～平成27年3月31日※ただし、予算がなくなり次第、受け付けを終了します。
- 申請方法** 所定の申請用紙および添付書類を環境課へ持参してください。 ※郵送での受け付けは行っていません。



## 農業体験と自然体験(里山探検)

芦屋市環境づくり推進会議では、人と自然とのかかわりを通じて環境を守る大切さを知っていただきたいと「農業体験と自然体験」の参加者を募集します。

- 日時&内容** ①5月31日(土)サツマイモの植え付け体験②10月26日(日)収穫の体験※荒天でないかぎり実施(農業体験後は周辺で昆虫や植物の観察※天候によっては自然体験が変更になる場合があります。)
- 午前9時～午後4時 ■会場 みずほ協同農園と農園周辺(貸し切りバスで移動) ■対象 ①②とも参加できるかた40人※小学6年生までの児童単独または児童同士の参加は不可 ■費用 各回・大人2,000円/小学校6年生まで1,000円 ■持ち物 昼食・水筒・筆記具・帽子・タオル・軍手等(汚れても良い、動きやすい服装) ■申し込み 5月21日(水)午後5時30分までに下記へ※申し込み多数の場合は抽選。5月23日(金)ごろに参加者へ通知



問い合わせ 環境課 ☎38-2051/☎38-2162

**ゴールデンウィーク期間中の死獣の引き取り**

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

■5月3日～5日・午後2時までの受け付け→5月5日(月)午後4時までに収容

■5月5日(月)・午後2時～5月6日(火)までの受け付け→5月7日(水)に収容

※5月3日～6日までの間は、市役所警備室(☎31-2121)へ

**夜間(17:00～9:00)水道修理事当番表【5月】**

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

店名	TEL	当番日
西岡設備工業所	22-6900	1, 14, 20, 26
前忠工業(株)	31-8548	2, 8, 21, 27
(資)神明商会	22-3565	3, 9, 15, 28
中央水道工務所	22-3552	4, 10, 16, 22
原田商会	22-0706	5, 11, 17, 23, 29
越智商会	22-3708	6, 12, 18, 24, 30
(株)大阪商会	22-4446	7, 13, 19, 25, 31

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

**第36回 芦屋サマーカーニバル 関連行事参加者募集**

**【市民チャリティーゴルフ大会】**

■日時 6月26日(木) ■会場 芦屋カンツリー倶楽部 ■募集期間 5月1日～6月10日

**【市民緑日出店者】**

■日時 7月26日(土) ■募集期間 5月1日～31日※詳細・募集要項は、芦屋サマーカーニバル公式ホームページ(http://www.ashiya-hanabi.com/)へ

問い合わせ 芦屋市民まつり協議会事務局(芦屋サマーカーニバル実行委員会) ☎35-0871/☎35-0874 ☒info@ashiya-hanabi.com

**市役所北広場花壇の植え替えボランティア参加のお願い**

植え替えのお手伝いをしていただけるかたを募集します。ご参加をお願いします。

■日時 5月17日(土)午前10時～11時 ※雨天の場合は、5月18日(日)以降に順延

■会場 市役所北館前広場花壇 ■申し込み 5月16日(金)までに電話で下記へ(当日参加可)※花苗・スコップなどは市で用意します。作業しやすい服装で参加ください。

※当日、天候が悪い場合は中止となる場合があります。お手数ですが、下記へご連絡ください。

問い合わせ 用地管財課 ☎38-2029

## あしやのまちづくりなどについて、市長とともに語り合おう

山中市長が、市民の皆さんに本年度の主な取り組み等について説明し、より良いまちにするため、市民の皆さんと意見交換を行います。

4月14日から市内の集会所で開催しています。各会場は約30人入場できます。各会場には、駐車・駐輪スペースはありません。バスまたは徒歩でお越しください。身体に障がいがあり自動車駐車場を利用されるかたについては、事前にお申し出ください。

**■「集会所トーク」開催日時・会場**

開催日	会場	開催時間
5月1日(木)	茶屋集会所	午後7時30分～9時
5月2日(金)	潮芦屋交流センター	
5月7日(水)	打出集会所	
5月9日(金)	浜風集会所	

※参加申し込みは不要です。直接、会場へお越しください。 ※開催30分前から開場しています。

市民と市長の集会所トーク 問い合わせ 企画課 ☎38-2127

## 「高齢者のつどい」参加募集

7月5日(土)、ルナ・ホールで平成26年度「高齢者のつどい(演芸フェスティバル)」を開催します。この機会に日ごろの活動の成果を発表して頂ける高齢者の団体を募集します。

- 【募集要領】**
- 開催予定 7月5日(土)＜ルナ・ホール＞
- 対象 市内で活動している約10人以上の高齢者の団体(コーラス・踊り等の演芸・演奏等、内容は問いません。)で、他の団体にない特色をアピールできる団体・2団体 ※発表時間は10分程度
- 応募方法 高齢福祉課窓口の応募用紙に必要事項を記入し、5月15日(木)までに下記へ ※応募多数の場合は、高齢福祉課で選考の上決定します。
- 問い合わせ 高齢福祉課 ☎38-2044



## 5月は「宅地防災月間」です

県では、梅雨期をひかえ5月を宅地防災月間として、宅地の災害防止を図り、危険宅地の改善を促進するため、本市において次の事業を実施します。

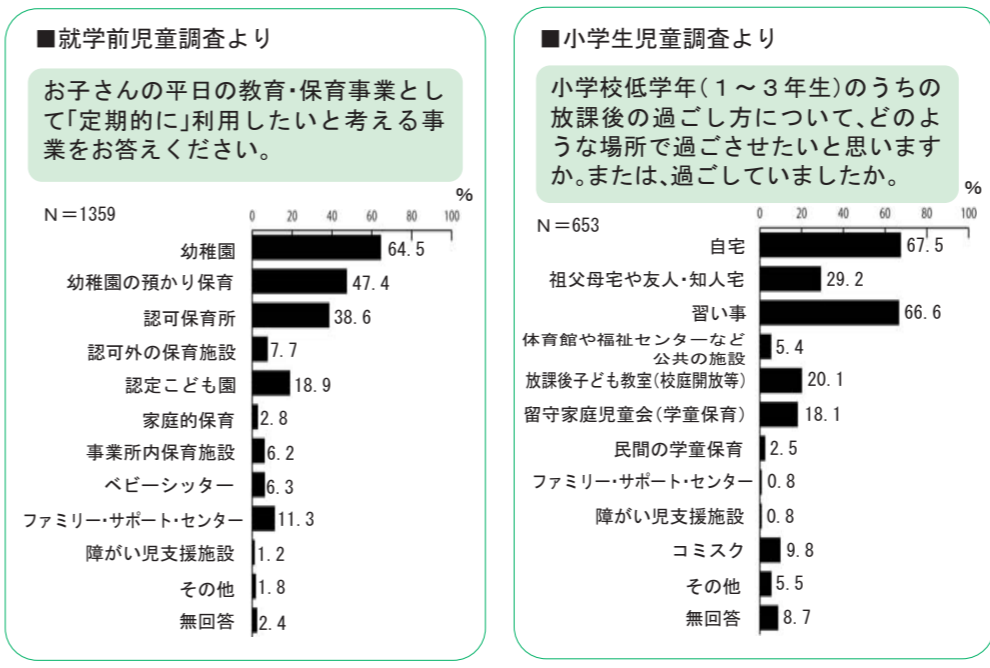
- 【宅地防災相談】** 宅地の安全性等に疑問をお持ちのかたは、ご相談ください。
- 日時 5月9日(金)午後2時～4時
- 会場 市役所北館2階 第2会議室
- 【宅地防災パトロール】**
- 日時 5月16日(金)午後2時～4時30分
- 内容 市関係機関と合同で実施し、危険箇所の把握に努めるとともに、その状況に応じて注意・指導等を行います。
- 問い合わせ 阪神北県民局家塚土木事務所(まちづくり建築課) ☎0797-83-3212



## 子育て支援に関するアンケート調査結果

問い合わせ 子育て政策課 ☎38-2180

市では、子ども・子育て支援事業計画(計画期間:平成27～31年度)の策定のための基礎資料を得ることを目的に、昨年10月にアンケート調査を実施しました。調査対象は、市内在住の就学前・小学生児童の保護者で、2,012人のかたから回答をいただきました。本調査結果は子ども・子育て支援事業計画の策定に生かします。 ※なお、詳しい調査結果は市ホームページ・市役所北館1階行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナー・公民館・図書館でご覧いただけます。



**消防自動車** やって来る!!

総合公園で、消防自動車を見たり、カートドックと一緒に焼いて食べたりなど、いつもと違うドキドキワクワクを体験しませんか? ご家族と一緒に楽しくお過ごしください。

■日時 5月24日(土)午前10時～午後1時(雨天決行)

■会場 総合公園※総合公園北駐車場にて午前9時40分受け付け

■内容 ミニ工作・カートドック作り体験・消防自動車見学・消火体験など

■対象 3歳～小学生の子どもと保護者・先着30組

■参加費 カートドック代(1本100円)

■持ち物 飲料水・牛乳パック(人数分)・軍手など

■申し込み 5月7日(水)午前9時から電話で下記へ

動きやすく、汚れてもよい服装でお越しください

問い合わせ 子育てセンター ☎31-8006



## 債権管理課からのお知らせ

昨年度に引き続き、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料および保育所保育料のうち、高額・長期滞納案件などを債権管理課に移管します。対象のかたには各所管課から債権管理課への移管予告通知書を5月中旬以降に発送する予定です。

発送後、納付またはご連絡がない場合には、債権管理課に収納業務が移管されます。

納付可能な収入や財産があるにもかかわらず、納付いただけないかたには、給与・年金・不動産といった財産の差押え処分を前提として取り組むこととなります。納付が困難な事情のあるかたは各担当窓口へご相談ください。

【納付相談窓口】■市税 債権管理課取税係 ☎38-2014 ■国民健康保険料 保険課徴収係 ☎38-2226 ■後期高齢者医療保険料 保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037 ■介護保険料 介護保険課保険料係 ☎38-2046 ■保育所保育料 保育課管理係 ☎38-2128

問い合わせ 債権管理課 ☎38-2130

**【ワンポイントアドバイス】**

■クリーニングをしても新品にはならないことを認識しておきましょう

■衣服の素材や特徴を学びましょう

■クリーニングに出す前と、引き取った後に確認しましょう

■クリーニングに出す前に、シミ・汚れ・穴あきなどをしっかりとチェックしましょう。預かり証は内容を確認し保管しておき、洗濯物を受け取ったら、その場で状態を確認しましょう。

■安心な業者を選びましょう

店により技術や価格に差があるため、価格だけでなく信頼できる店を選びましょう。Sマーク、LDMマークは店選びの目安となります。その他、クリーニングトラブル等で、対応がわからないときは、消費生活センターにご相談ください。

## 芦屋市廃棄物減量等推進審議会

問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391 (〒659-0032 浜町町31-1 環境処理センター)

- 市民委員を募集します**
- 芦屋市廃棄物減量等推進審議会委員の任期満了に伴い、「芦屋市廃棄物減量等推進審議会条例」に基づき、次期審議会委員を市民のかたから募集します。
- 審議内容**
- ①一般廃棄物処理の基本方針に関すること
  - ②一般廃棄物の減量化および再資源化の推進に関すること
  - ③分別収集の実施に関すること
  - ④啓発活動に関すること
- 募集人数** 若手名 2名
- 任期** 2年間(8月1日～平成28年7月31日)
- 提出先** 上記へ
- 応募資格** 満20歳以上の市民(8月1日現在)
- 応募方法** 「私が家庭で出るごみの減量に関する作文(800字以内、書式自由)に必要事項を記入し、5月7日(21日)平日(執務時間内)に持参または簡易書留等で郵送してください。
- 必要事項** 住所(氏名)ふりがな・電話番号(生年月日)性別
- 選考方法** 選考委員会で決定、決定後、通知します。
- 報酬** 1日1万1200円(所得税込)
- 提出先** 上記へ

## 持ち込みごみの事前予約が始まります

環境処理センターに直接持ち込まれるごみについて、ごみの減量化や適正処理の推進のため、10月1日から、事前予約が必要になります。

- 開始日** 10月1日(水)から
- 概要** ごみを環境処理センターに直接持ち込む場合、前日までに電話での申し込みが必要になります。その際、ごみ搬入日や発生場所の情報、ごみの種類などをお聞きます。また、持ち込み当日には、運転免許証等で本人確認をさせていただきます。ご協力をお願いします。
- 予約専用電話 ☎32-5375(9月24日から受付開始)
- ※9月30日(火)までは、今までどおり予約は必要ありません。 ※詳細は、今後の広報紙およびホームページ等でお知らせします。

問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

## 「リユース・フェスタ」-家具と自転車の再利用展示会-

粗大ごみとして収集した家具と自転車を修理・補修してから展示し、希望者にお譲りします。(家具は無料・自転車は有料)

■日時 5月16日(金)・17日(土)午前10時～正午・午後1時～3時

■会場 環境処理センターリサイクル棟

■申し込み 家具と自転車それぞれについて、市内在住の1世目の申し込みに限ります。官製はがきを持参の上、所定の申込用紙に希望の品物を申し込んでください。※重複・代理等の申し込みは出来ません。

■抽選 希望の品物に2人以上の申し込みがある場合は抽選となります。

■抽選日 5月17日(土)午後3時15分から※抽選結果は抽選日の翌日以降に、はがきで通知します。

■引取日時 5月30日(金)・31日(土)午前10時～正午・午後1時～3時 ※芦屋市民に限りです。

※家具・自転車の引き取りはご自身でお願いします。 ※決められた日時に引き取られない場合は、権利を辞退したものとします。

問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391/リサイクル担当 ☎090-3991-7514

**こちら消費生活センターです**

お問い合わせ 消費生活センター ☎38-2034

**【相談内容】**

お気軽入りのワンピースをクリーニングに出したところ、出来上がりの日になっても受け付け店舗に届いていなかった。工場の方で受け付け番号タグが取れたのか、今探しているという。方が、見つからず紛失された場合、同じものを弁償してもらえないでしょうか。

**【回答】**

クリーニング店には預かった洗濯物を保管する契約上の義務があります。クリーニング店の過失による紛失の場合は債務不履行に基づく損害賠償請求を求めるところができます。トラブルが起きた場合、Sマーク全国生活衛生営業指導センター登録店やLDMマーククリーニング店生活衛生組合加盟店を提示した店ではクリーニング事故賠償基準をもとに対応することがあります。また、マークを提示していない店の場合も、補償について、この基準をもとに話し合うことになっていきます。賠償額は原則として商品購入時からの経過年数に応じた補償割合で算出されることがあります。そのため、同じ商品を再購入する価格全額が補償されているわけではありません。

クリーニング店は預かった洗濯物を保管する契約上の義務があります。クリーニング店の過失による紛失の場合は債務不履行に基づく損害賠償請求を求めるところができます。トラブルが起きた場合、Sマーク全国生活衛生営業指導センター登録店やLDMマーククリーニング店生活衛生組合加盟店を提示した店ではクリーニング事故賠償基準をもとに対応することがあります。また、マークを提示していない店の場合も、補償について、この基準をもとに話し合うことになっていきます。賠償額は原則として商品購入時からの経過年数に応じた補償割合で算出されることがあります。そのため、同じ商品を再購入する価格全額が補償されているわけではありません。